

亀山市告示第47号

亀山市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成17年亀山市条例第107号）第13条第1項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したが、所有者等が判明しないので、同条第4項後段の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該放置自動車の所有者等は、亀山市産業建設部用地管理課に申し出ること。

令和元年8月8日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 放置場所 亀山市関町萩原地内 市道萩原福德線上待避所
- 2 放置自動車の形態等 普通自動二輪車（排気量不明）
- 3 移動及び保管した日 令和元年8月1日
- 4 保管場所 亀山市野村町37番地3 土木資材倉庫
- 5 放置車両状態 放置自動車調査記録票のとおり